

岩手県遷延性意識障がい者治療研究事業実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、治療が極めて困難で、かつ、その医療費も高額となる遷延性意識障がい者（以下「意識障がい者」という。）を対象に、本事業を推進することにより、意識障がい者に対する医療の確立と普及を推進するとともに、患者、家族の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2 実施主体は、岩手県（以下「県」という。）とする。

(実施方法)

第3 県は、第1に定める目的を達成するため、第4に定める病状にある者の治療研究を実施する医療機関に対して、予算の範囲内で別表に掲げる当該治療研究に必要な費用（以下「治療研究費」という。）を交付することにより実施する。

(治療研究の対象となる病状)

第4 治療研究の対象となる病状は、正常な生活を行っていた者が疾病又は事故により、種々の治療にもかかわらず、3か月以上の間、次に掲げる6項目をみだす遷延性意識障がいの状態にある場合とする。

- (1) 自力移動が不可能である。
- (2) 声を出しても、意味のある発言は全く不可能である。
- (3) 眼を開け、手を握れというような簡単な命令にはかろうじて応ずることもあるが、それ以上の意思疎通は不可能である。
- (4) 眼球はかろうじて物を追うこともあるが認識は不可能である。
- (5) 自力摂食が不可能である。
- (6) 糞及び尿は失禁状態にある。

(治療研究の対象患者)

第5 治療研究の対象患者は、県内に住所を有する者で、第4に掲げる病状のため身体障害者手帳の交付を受け、県内の医療機関において、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、健康保険法（大正11年法律70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員等共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、私立学校教職員共済組合法（昭和28年法律第245号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定によ

る入院治療に関する給付を受けている意識障がい者とする。

ただし、次に掲げる者は除くものとする。

- (1) 自動車事故により、独立行政法人自動車事故対策機構から介護料の支給を受けている意識障がい者
- (2) 意識障がい者、その配偶者及び当該意識障がい者と現に生計を一つにする扶養義務者の前年分の所得額（前年分の所得額が確定していない場合は前々年分の所得額）の合算額が 500万円を超える当該意識障がい者

(治療研究の期間等)

第6 治療研究の期間は、第7に定める申請書を知事が受理した日から原則として当該年度の3月末日までとする。ただし、継続して治療研究を行うことが必要と認められる場合は、その期間を更新できるものとする。

- 2 治療研究期間の始期が1月から3月の間のときは、有効期間が短期間であることから、特別な事情がない限り、当該申請をもって翌年度の4月1日からさらに1年間の有効期間を認めるものとする。

(治療研究の申請)

第7 医療機関は、治療研究を実施しようとするときは、遷延性意識障がい者治療研究事業実施（新規・更新）申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- (1) 対象患者が属する世帯全員の住民票
- (2) 前年分の所得額を証明する書類
- (3) 対象患者に係る直近の診療報酬明細書（写）
- (4) 身体障害者手帳の写し（氏名、等級及び障害名の記載があること。）

- 2 医療機関は、治療研究の有効期間満了後も引き続き治療研究を実施しようとするときは、有効期間の満了日1か月前までに前項と同様の手続きをしなければならない。この場合、前年分の所得額を証明する書類の添付は省略できるものとする。

(治療研究の決定)

第8 知事は、第7の申請があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて岩手県特定疾患対策協議会の意見を聞くものとする。

- 2 知事は、審査の結果、治療研究対象患者とすることが適当と認めたときは遷延性意識障がい者治療研究事業承認通知書（様式第2号）により、不適当と認めたときは遷延性意識障がい者治療研究事業不承認通知書（様式第3号）により、申請医療機関に通知するものとする。

(治療研究費の請求及び支払)

第9 医療機関は、治療研究費を知事に請求しようとするときは、遷延性意識障がい者治療研究費請求書(様式第4号)により、当該月分を翌月15日までに知事に請求するものとする。

2 知事は、前項の請求があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、すみやかに支払うものとする。

(届出の義務)

第10 医療機関は、治療研究の対象患者が次の各号のいずれか一つに該当したときは、遷延性意識障がい者治療研究事業中止届(様式第5号)により、すみやかに知事に届け出なければならない。

(1) 第4及び第5の規定により治療研究の対象患者に該当しなくなったとき

(2) 死亡したとき

(3) その他特別な事情が発生したとき

2 医療機関は、遷延性意識障がい者治療研究事業承認通知書の記載事項又は治療研究の対象患者の加入医療保険に変更があったときは、遷延性意識障がい者治療研究事業承認通知書記載事項等変更届(様式第6号)により、すみやかに知事に届け出なければならない。

(所得額の確認)

第11 医療機関は、毎年6月1日現在で治療研究を実施している対象患者の保護者に対して、6月30日までに前年分の所得額を証明する書類の提出を求め、その所得額を確認しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和54年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和55年5月1日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和57年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年1月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は昭和62年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正前の遷延性意識障害者治療研究事業実施要綱の規定により、現に承認を受けて実施している治療研究事業については、その期間（この要綱の施行後に当該治療研究事業の期間を更新する場合にあっては、最初の更新に係る期間）の満了の日まで、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年9月14日から施行し、平成6年10月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成8年6月27日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

2 改正前の岩手県遷延性意識障害者治療研究事業実施要綱の規定により、現に実施している治療研究の有効期間については、この要綱の施行後も有効期間満了日まで有効とする。

附 則

この要綱は、平成9年3月31日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年3月31日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年3月31日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和7年1月20日から施行する。

2 改正前の岩手県遷延性意識障がい者治療研究事業実施要綱に規定する様式による用紙は、当面の間、これを取り繕って使用することができる。

別 表 治療研究費

項目	給付額
1 介護費	<p>患者1人につき、日額 2,750 円とする。ただし、新看護等に係る届出（新看護、基準看護、特定看護その他看護、診療所看護、老人看護に限る。）を提出している医療機関は除くものとする。</p>
2 褥瘡予防費	<p>患者1人につき、日額 440 円とする。</p>
3 医療費（自己負担額）	<p>医療保険各法の規定による医療に関する給付（入院時食事療養費の給付は除く。）に関し、保険者が負担すべき額を控除した額（老人保健法の規定による医療を受けている患者については、同法の規定による入院時一部負担金に相当する額）とする。ただし、保険者から高額療養費の給付を受けることができる場合は、高額療養費制度における自己負担限度額とする。</p> <p>なお、他の法令等の規定による給付が行われる場合は、当該給付額を控除のうえ給付するものとする。</p>
4 治療研究事務費	<p>治療研究の申請及び治療研究費の請求等事務に必要な経費として、患者1人につき、月額 2,200 円とする。ただし、岩手県立病院にあっては 1,100 円とする。</p>